

6 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）では、小平市、東大和市及び武藏村山市（以下「3市」という。）から発生する可燃ごみの焼却並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別を行っている。

現在の組合のごみ処理施設は、「粗大ごみ処理施設」及び「3号ごみ焼却施設」が稼働から40年以上、「4・5号ごみ焼却施設」が30年以上経過しており、25年から30年が一般的といわれているごみ処理施設の稼働年数を超えている状況である。

このような中、組合では、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、資源物を3市で共同処理する施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を3市で共同処理する「資源物中間処理施設」は令和元年（2019年）4月から稼働し、粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については整備工事に着手しているところである。

ごみ焼却施設に関しては、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来のごみ焼却施設に求められる機能に加えて、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会実現への寄与、更に、災害発生時に対する強靭性の確保、防災拠点としての役割など、多様化、重層化しており、こうした時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっている。

本事業は、基本構想に基づくごみの発生抑制、ごみの資源化施策を踏まえたうえで、3市のごみを適正かつ安全に処理するとともに、ごみ焼却施設に求められる多様化、重層化した機能・役割を担う施設として「（仮称）新ごみ焼却施設」を整備するものである。

6.2 事業の内容

6.2.1 位置及び区域

対象事業実施区域の位置は、図6.2-1及び図6.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図6.2-3に示すとおりである。

計画地は、小平市中島町に位置しており、敷地面積約19,800m²の区域である。



凡例

- : 計画地
- - - : 鉄道
- +++++ : モノレール
- : 主要地方道
- : 一般都道
- - - : 市界

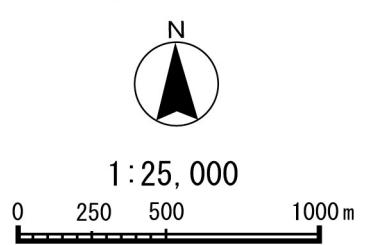


図 6.2-1 対象事業の位置



凡例

□ : 計画地



1:10,000

0 250 500m

図 6.2-2
計画地周辺の航空写真



凡例

: 計画地

--- : 市界



1:5,000

0 50 100 200m

図 6.2-3 対象事業の区域

6.2.2 計画の内容

本事業は、既存のごみ焼却施設及び付属施設（以下「既存施設」という。）を解体・撤去し、最新の設備を有するごみ焼却施設を建設するものである。建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、煙突及び付属施設（以下「新施設」という。）がある。

なお、本事業とは別事業として、計画地内において（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設を平成29年度（2017年度）から建設し、令和2年度（2020年度）に稼働予定である。

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施済みであるが、計画地内で稼働するため、本環境影響評価では関連施設として取り扱う。

（1）施設計画

既存施設、新施設及び関連施設の施設概要は表6.2-1及び表6.2-2に示すとおりである。本事業は、処理能力の大きい既存の4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、既存の3号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体し、その跡地に工場棟を建設し、その後、既存の4・5号ごみ焼却施設を解体してその跡地に管理棟等を建設する計画とする。

建築面積は、既存施設が約5,499m²、新施設及び関連施設が約7,985m²となる。また、駐車場は27台（小型車23台、大型バス3台、車いす用1台）分を設ける。

新施設の工場棟の高さは既存施設の工場棟の高さ22.5m以下の22mとする。

また、煙突については、既存のごみ焼却施設の煙突高さ59.5m及び100mを踏まえ、「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」の検討において、新施設の煙突高さを59.5mとした場合と100mの場合について、生活環境への影響、景観への影響等について比較検討した。

なお、煙突の高さに関する検討内容の詳細については、資料編（p.1～6参照）に示すとおりである。

比較検討の結果、煙突高さによる生活環境への影響は両者の差を識別できるほどの濃度差はないこと及び59.5mの煙突における圧迫感の軽減や航空障害灯が不要となるなど景観的に有利であること等を踏まえ、既存3号ごみ焼却施設と同じ59.5mとし、工場棟と一体型とする計画とした。（「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」については、「6.5事業計画の策定に至った経過」（p.52参照）に示すとおりである。）

表 6.2-1 既存施設及び新施設等の施設概要(構造等)

施設区分		既存施設	新施設
敷地地盤高		T. P. +97m ^{注1)}	T. P. +97m ^{注1)}
工場棟	構造	3号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造 4・5号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
	高さ	3号ごみ焼却施設：20.15m 4・5号ごみ焼却施設：22.5m	22m
管理棟	構造	—	
	高さ	—	
煙突	構造	3号ごみ焼却施設(独立型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造(高さ28mまで) 内筒：鋼製 4・5号ごみ焼却施設(独立型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼製	(工場棟一体型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製
	高さ	3号ごみ焼却施設：59.5m 4・5号ごみ焼却施設：100m	59.5m
付属施設		計量棟、粗大ごみ処理施設、不燃物積替場(高さ7.6m)、廃水処理施設、旧事務所棟	計量棟、ストックヤード
関連施設		(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設 施設規模：28t/5時間 処理方式：破碎・選別 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造、高さ：20.08m	

注1)T.P.とは東京湾平均海面(Tokyo Peil)であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

注2)独立型煙突とは、建物と独立して自立する煙突であり、工場棟一体型煙突とは、工場棟の建物構造と一緒にとなった煙突である。

表 6.2-2 既存施設及び新施設等の施設概要(建築面積等)

施設区分		既存施設	新施設
建築面積	工場棟	3号ごみ焼却施設：約1,371m ² 4・5号ごみ焼却施設：約2,126m ²	約5,069m ²
	管理棟	—	約735m ²
	付属施設	約2,002m ²	約205m ²
	関連施設	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設：約1,976m ²	
	合計面積	約5,499m ² (関連施設を除く面積)	約6,009m ² (関連施設を除く面積) 約7,985m ² (関連施設を含む面積)
敷地面積等		敷地面積：約19,800m ² うち、新施設用地面積は約16,105m ² 、関連施設用地面積は約3,695m ²	

本事業は、令和2年度（2020年度）に工事に着工し、令和9年度（2027年度）に完了する計画である。整備事業の工程は表6.2-3に示すとおりである。

表6.2-3 整備事業の工程(予定)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
基本計画												
環境影響評価手続												
解体建設工事												
(参考)関連施設建設工事												

注1)H29～H30は平成29年度～平成30年度を示し、R1～R10は令和元年度～令和10年度を示す。

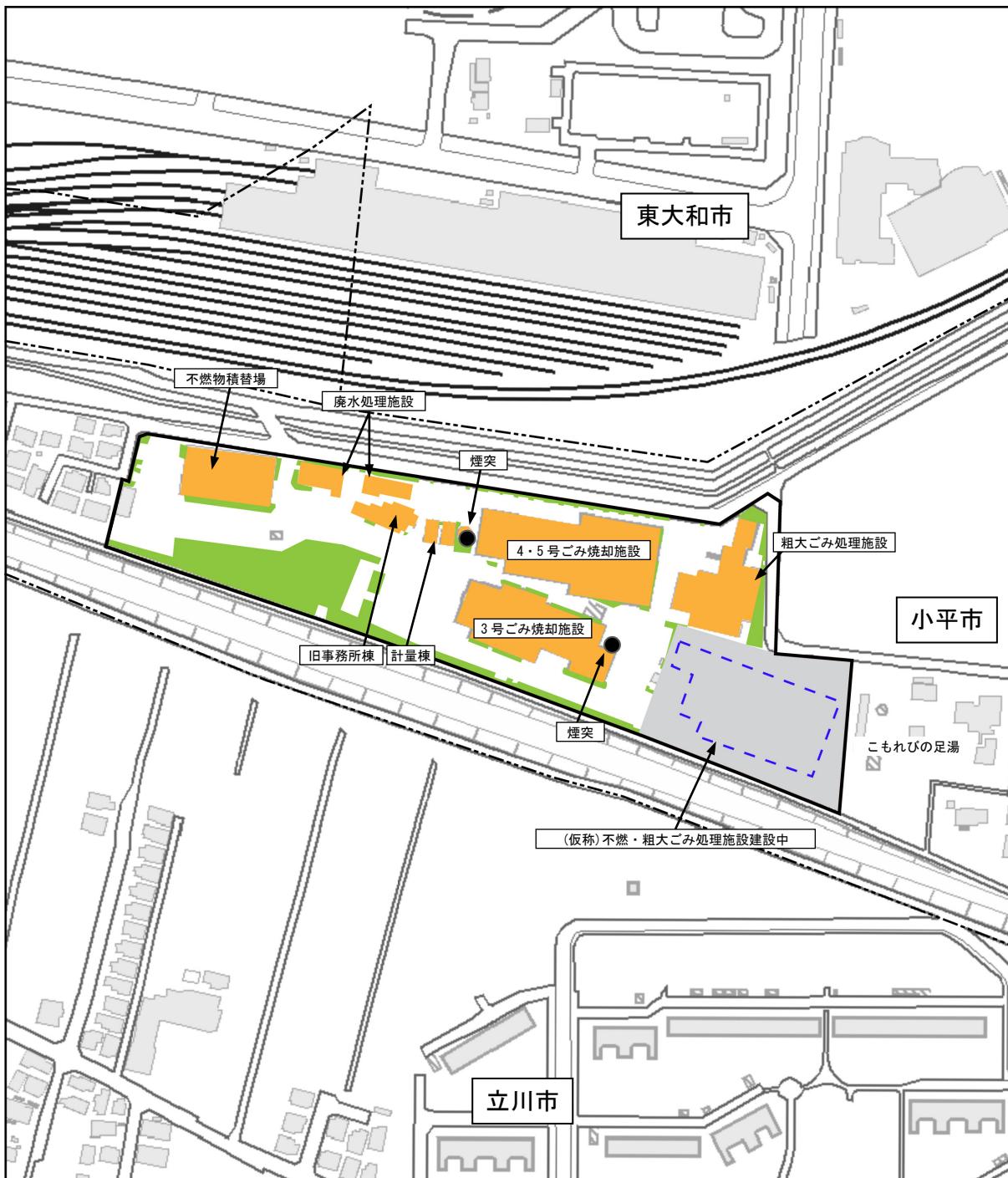
注2)基本計画の工程は、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画の策定工程を示す。同整備基本計画の策定経過については「6.5事業計画の策定に至った経過」(p.52参照)に示すとおりである。

注3)環境影響評価手続の工程は、環境影響評価調査計画書の提出から事後調査手続の終了までを示す。

注4)解体建設工事の詳細工程は、「6.3.1 工事工程の概要」(p.38～39参照)に示すとおりである。

注5)(参考)関連施設建設工事工程は、本事業とは別事業として実施する(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設建設工事の工程であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施済みである。

計画地における既存施設の配置図は図6.2-4に、新施設及び関連施設の配置図は図6.2-5に示すとおりである。また、新施設の立面図は図6.2-6に、新施設の完成予想図は図6.2-7に示すとおりである。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 既存施設
- : (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) 用地
- : 緑地

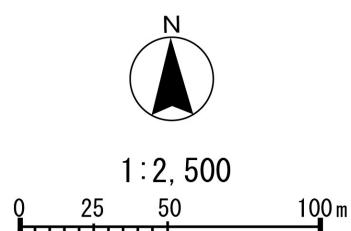


図 6.2-4 既存施設の配置図

注 1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 建設予定施設
- : (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) 用地
- : 緑地
- : 連絡通路

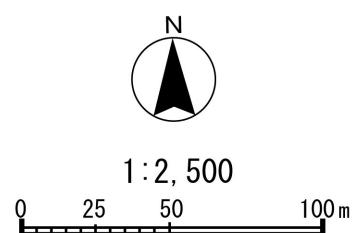


図 6.2-5 新施設及び関連施設の配置図

注 1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。

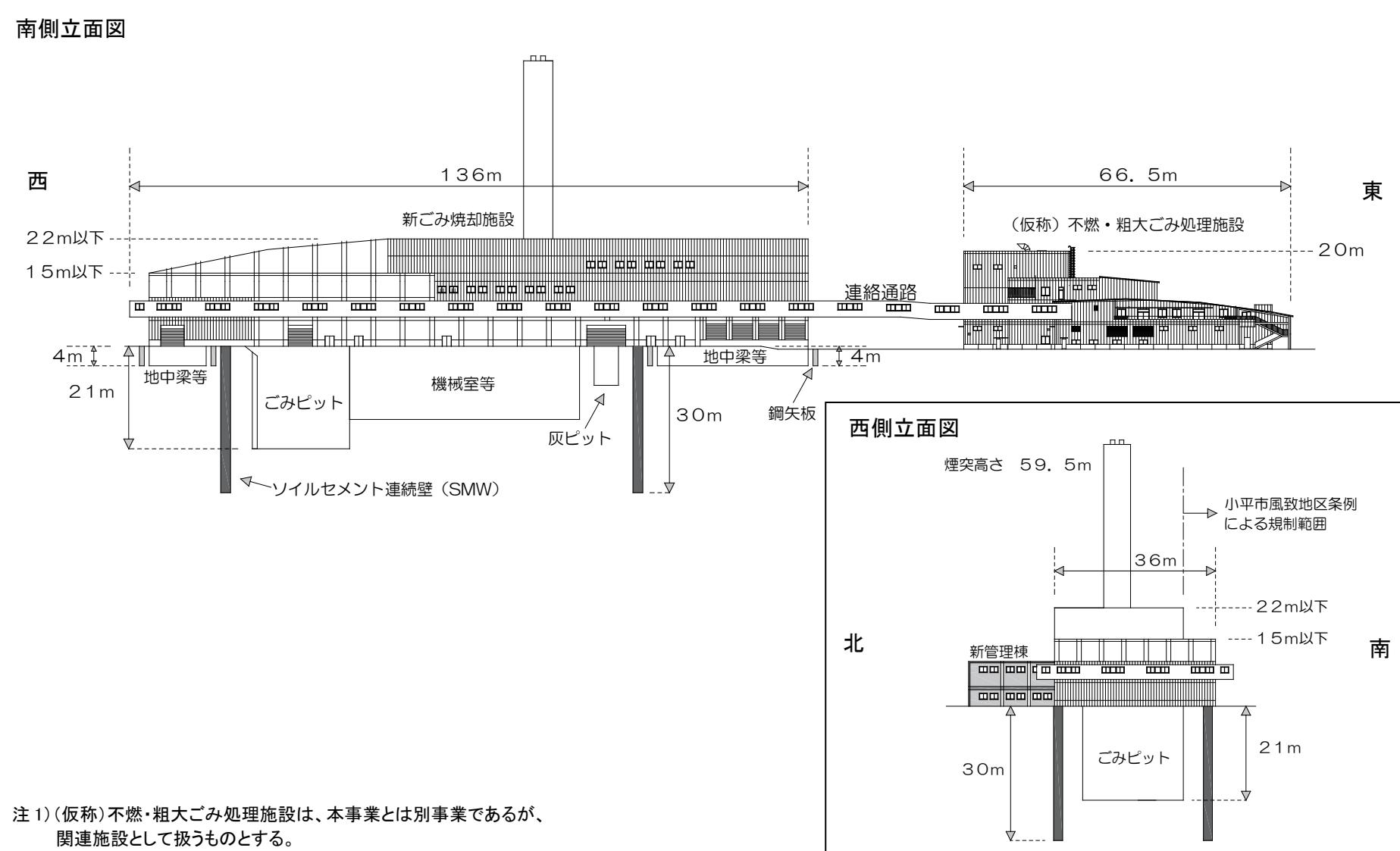
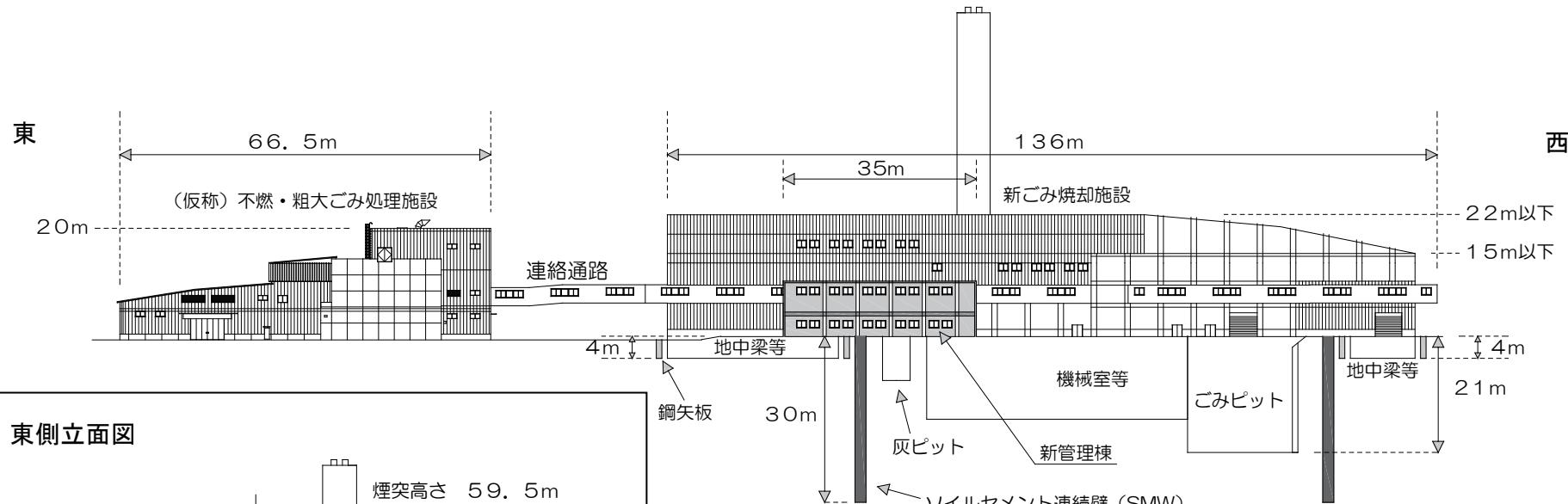
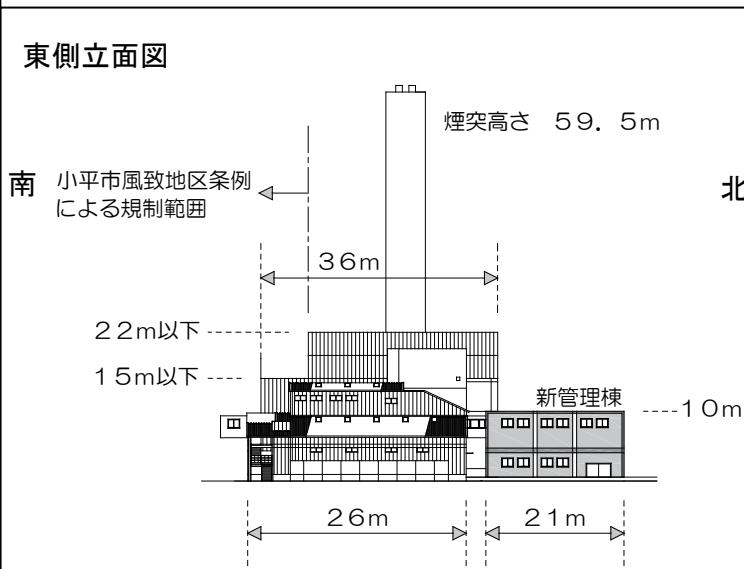


図 6.2-6(1) 新施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の立面図（南側、西側立面図）

北側立面図



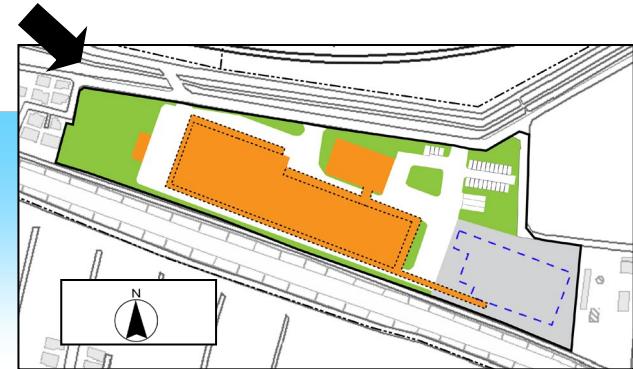
東側立面図



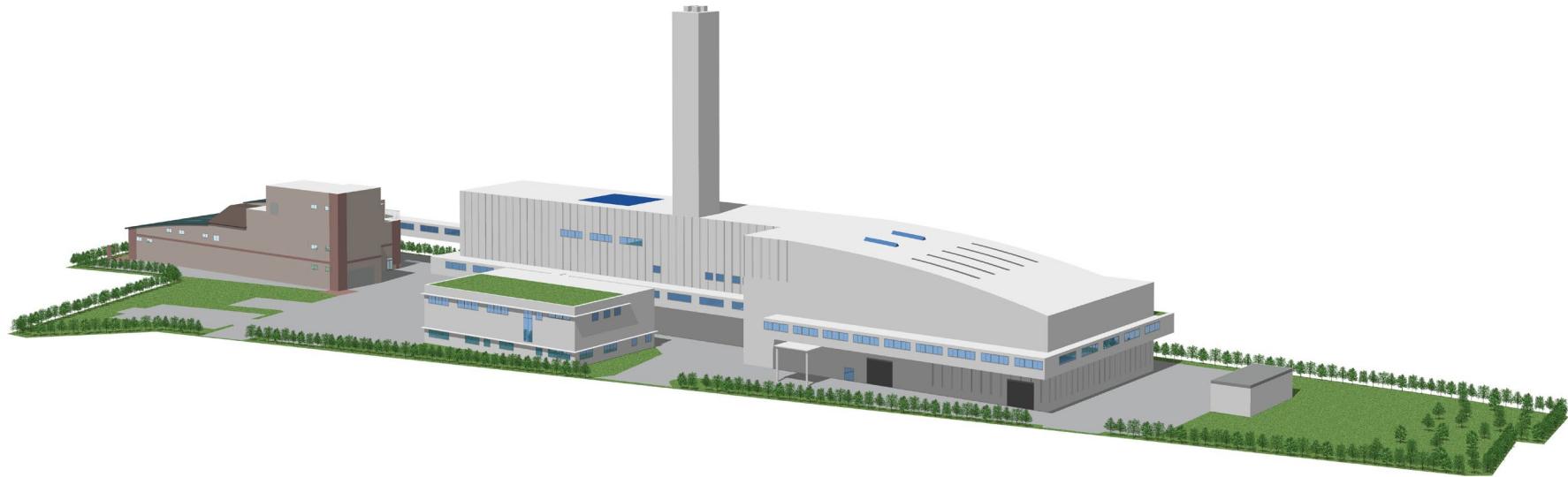
注1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。

図 6.2-6(2) 新施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の立面図(北側、東側立面図)

完成予想図の視点方向



27



注 1) 図は計画段階のイメージである。実際とは異なる場合がある。

図 6.2-7 完成予想図(北西側)

(2) 設備計画

ア 設備の概要

新施設及び既存ごみ焼却施設の設備概要は、表 6.2-4 に示すとおりである。

新施設の施設規模は 236 トン/日であり、処理方式は全連続燃焼式とする。

表 6.2-4 設備概要（既存ごみ焼却施設・新施設）

項目		既存ごみ焼却施設	新施設
施設規模		3号ごみ焼却施設:150 トン/日 (150 トン/日・炉×1炉) ※ただし、現状焼却可能量は、135 トン/日程度 4・5号ごみ焼却施設:210 トン/日 (105 トン/日・炉×2炉) ※ただし、現状焼却可能量は 180 トン/日程度	236 トン/日 ^{注1)} (118 トン/日・炉×2炉)
ごみ 処理	処理 方 式	3号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式) 4・5号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式)	全連続燃焼式(ストーカ式 又は流動床式)
	処理 対象物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎可燃物	可燃ごみ及び不燃・粗大 ごみ破碎残さ
排ガス 処理設備		ろ過式集じん器	ろ過式集じん器、触媒反 応塔
煙突		3号ごみ焼却施設 (独立型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造(28mまで) 内筒:鋼製、高さ:59.5m 4・5号ごみ焼却施設 (独立型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造、内筒:鋼製、高さ:100m	(工場棟一体型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:鋼製 高さ:59.5m
運転計画		1日 24 時間の連続運転	1日 24 時間の連続運転

注 1) 新施設の施設規模は、3市の一般廃棄物処理基本計画を基に予測した将来の平常時の計画年間処理量 (59,960 トン/年) に、災害廃棄物処理量(5,996 トン/年)を加算して、実稼働率、調整稼働率を踏まえ以下により設定した。

$$\text{施設規模} = (59,960 \text{ トン/年} + 5,996 \text{ トン/年}) \div 365 \text{ 日} \div \text{実稼働率}(292 \text{ 日/365 日}) \div \text{調整稼働率}(0.96)$$

イ 処理フロー及び設備の概要

新施設の処理フローは、図 6.2-8 及び図 6.2-9 に示すとおりである。

ごみ搬入(可燃ごみ、不燃・粗大ごみ破碎残さ)

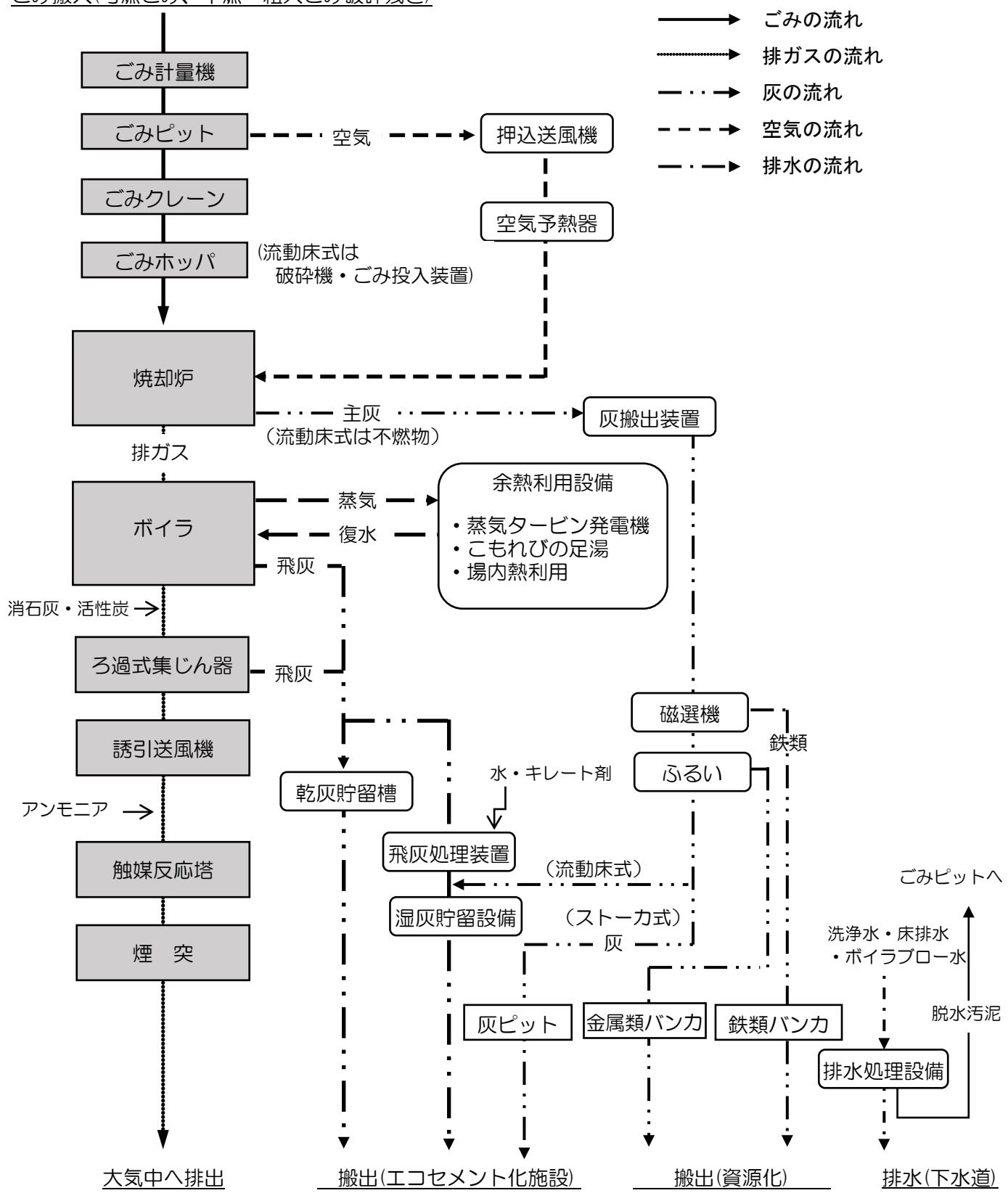


図 6.2-8 新施設の処理フロー

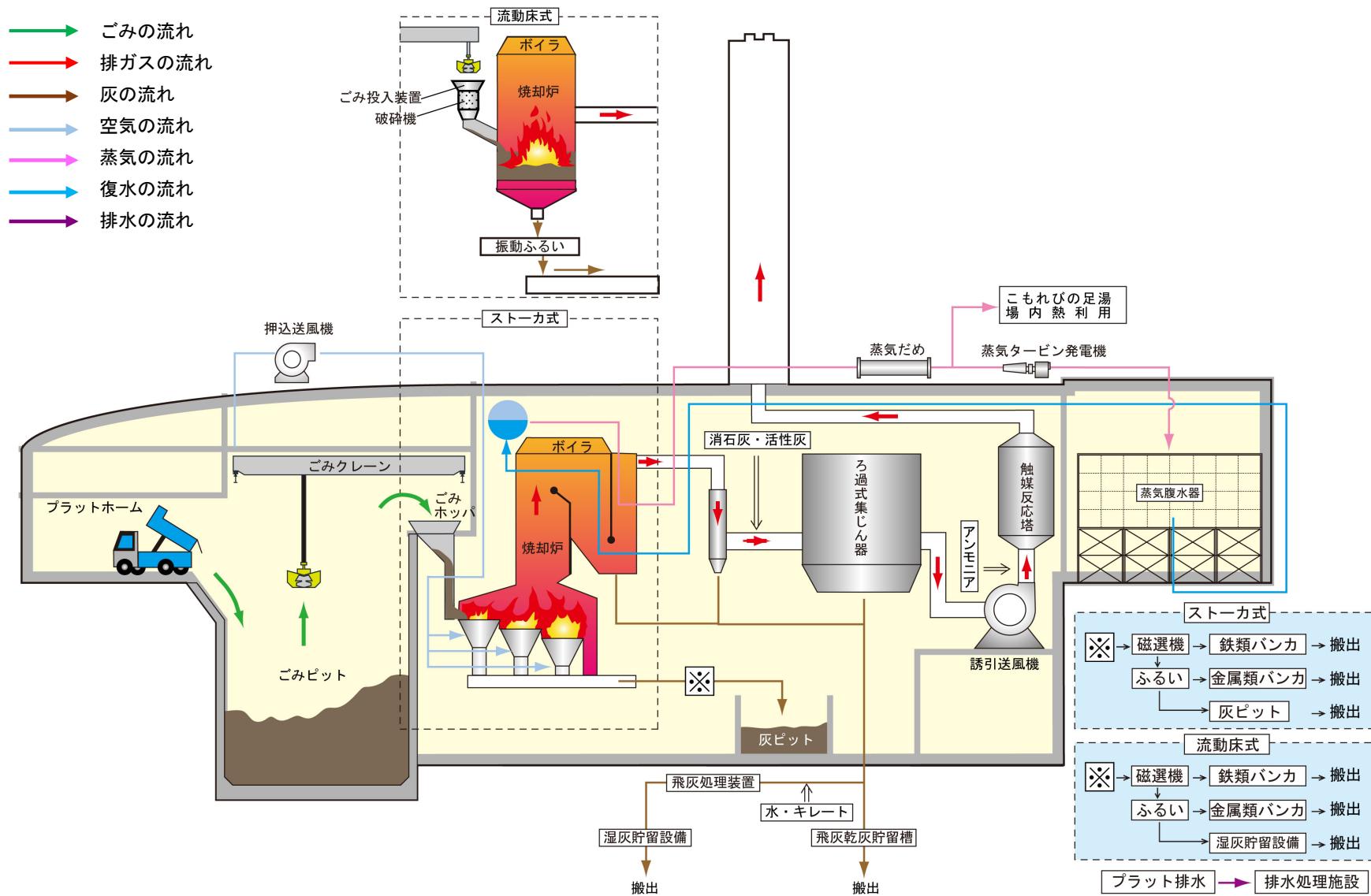


図 6.2-9 新施設の処理フロー(模式図)

新施設の各処理工程におけるプラント設備の概要は、以下に示すとおりである。

(ア) ごみの流れ

3市から搬入された可燃ごみ及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設から発生した破碎残さは、ごみ計量機で計量した後、ごみピットに投入・貯留される。

ごみピットは搬入量の変動や焼却炉停止に備えて、施設規模の7日分以上の貯留容量を確保する。

貯留されたごみは、ごみクレーンにより攪拌してごみ質を均質化した後、ごみホッパに投入される。ストーカー炉の場合はごみホッパに投入されたごみは焼却炉に落下して燃焼する。流動床炉の場合は、破碎機・ごみ投入装置を介して焼却炉に投入し、燃焼する。いずれも800°C以上の高温で燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制する。

(イ) 排ガスの流れ

燃焼により発生する排ガスは、800°C以上、かつ、滞留時間を2秒以上保ち、一酸化炭素濃度を適切に管理してダイオキシン類の発生を抑制する。また、新施設では、ボイラで水と熱交換して蒸気を発生させ、蒸気タービンによる発電とともに足湯への給湯や場内の給湯・冷暖房等に利用する。

発電や余熱に使用した蒸気は冷却して循環使用する。ボイラで200°C以下に冷却された排ガスは、ろ過式集じん器でばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、水銀及びダイオキシン類を除去する。その後、新施設では新たに設置する触媒反応塔において窒素酸化物を除去するとともにダイオキシン類を分解し、清浄な排ガスとして煙突から大気中へ排出する。

(ウ) 灰の流れ

焼却炉で燃焼したごみは、ストーカー炉の場合は主灰として、流動床炉の場合は不燃物として焼却炉下部から排出される。主灰、不燃物は、灰搬出装置により磁選機・ふるいへ移送され、鉄類、金属類及び灰に選別されてそれぞれ鉄類バンカ、金属類バンカ及び灰ピットに貯留される。鉄類及び金属類は資源物として搬出し、灰は東京都西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

また、ボイラ及びろ過式集じん器で回収される飛灰は、乾灰貯留層に一時貯留し、主灰と同様にエコセメント化施設に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

なお、エコセメント化施設へ乾灰として搬出できない場合は、飛灰処理装置で重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加して重金属類が溶出しないように処理した後、エコセメント化施設に搬出し、エコセメントとして資源化する。

(工) 空気の流れ

焼却炉では、空気を挿入してごみを燃焼させる。挿入する空気は、ごみピット内の臭気と共に吸引し、臭気は高温燃焼により分解される。また、吸引することにより、ごみピット内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏洩を防止する。

(才) 排水の流れ

床洗浄水、機器洗浄水、ボイラブロー水等は、排水処理設備において有害物や重金属類等を除去し、下水排除基準以下として極力場内でプラント用水や場内洗浄等に再利用する。余剰排水は、下水排除基準以下であることを確認して公共下水道へ排出する。

ウ 排ガス及び施設諸元

現時点で想定している排ガス及び施設諸元は表 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-5 排ガス及び施設諸元

項目		諸元
排ガス諸元	1 炉あたり湿り排ガス量	約 30,400 m^3_N /時
	1 炉あたり乾き排ガス量	約 24,300 m^3_N /時
	1 炉あたり乾き排ガス量(酸素濃度 12%換算)	約 40,500 m^3_N /時
	排ガス温度	約 180 °C
施設諸元	煙突高さ	59.5 m
	煙突口径	約 0.85 m
	吐出速度	約 24.7 m/秒

(3) 環境保全計画

ア 排ガス

焼却施設の排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められている。

新施設では、最新の排ガス処理設備を導入し、法令等による規制値より厳しく、また、既存施設の基準値の 3/5～1/15 に相当する自主基準値を表 6.2-6 のとおり設定する。

表 6.2-6 自主基準値

項目		法規制値 ^{注1)}	自主基準値	既存施設の基準値 (参考)
ばいじん	g/m ³ _N	0.04	0.01	0.02
塩化水素	ppm	430	10	150
硫黄酸化物	ppm	約 850 (K 値規制) ^{注2)}	10	45
窒素酸化物	ppm	250	50	125
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.1	0.1	0.5
水銀	μ g/m ³ _N	30	30	50

備考)表中の値は酸素濃度12%換算値

注1) 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

注2) 硫黄酸化物の許容排出量は煙突の高さ、排ガス量及びK値から算出される。当地域はK値=6.42、計画概要から算出した濃度は約850ppmと試算される。

イ 騒音・振動

(ア) 騒音基準値

施設の稼働に伴う騒音は、敷地境界線において「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（平成24年3月23日小平市告示第41号）」を順守するものとする。

計画地は準工業地域であるが、敷地境界線は第1種低層住居専用地域と接していることから第2種区域（第1特別地域（準工業地域のうち、第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30m以内の地域））の基準が適用される。その基準は表6.2-7に示すとおりである。

表 6.2-7 騒音の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	朝・夕	夜間
	8時～19時	朝：6時～8時 夕：19時～23時	23時～6時
規制基準値	50dB以下	45dB以下	45dB以下

(イ) 振動基準値

施設の稼働に伴う振動は、敷地境界線において「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（平成24年3月23日小平市告示第45号）」を順守するものとする。

計画地は準工業地域であるため、第2種区域が適用される。その基準は表6.2-8に示すとおりである。

表 6.2-8 振動の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	夜間
	8時～20時	20時～8時
規制基準値	65dB以下	60dB以下

ウ 臭気

施設の稼働に伴う悪臭は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 47 号）」を順守するものとする。本敷地は準工業地域であるため、第 2 種区域が適用される。その基準は表 6.2-9 に示すとおりである。

表 6.2-9 悪臭の公害防止基準値

敷地境界線 (第 1 号規制基準)	気体排出口 (第 2 号規制基準)	排出水 (第 3 号規制基準)
臭気指数 12 以下	臭気排出強度	臭気指数 28 以下

注 1) 臭気排出強度は、排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界線に規制される臭気指数を満足するよう排出口において規定される臭気の量($m^3_N/\text{分}$)を示し、大気拡散式等を用いて算出する。

エ 排水

新施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとする。また、プラント排水は、排水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び小平市下水道条例に基づく下水排除基準以下とした後、極力再利用し、余剰排水については公共下水道に排出する。

雨水については、公共下水道へ排出する。ただし、「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、計画雨水量（1 時間あたり 60mm）の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。また、建物屋上の雨水は極力再利用する。

排水処理フローは図 6.2-10 に、「下水道法」及び「小平市下水道条例」の排除基準は、表 6.2-10 に示すとおりである。

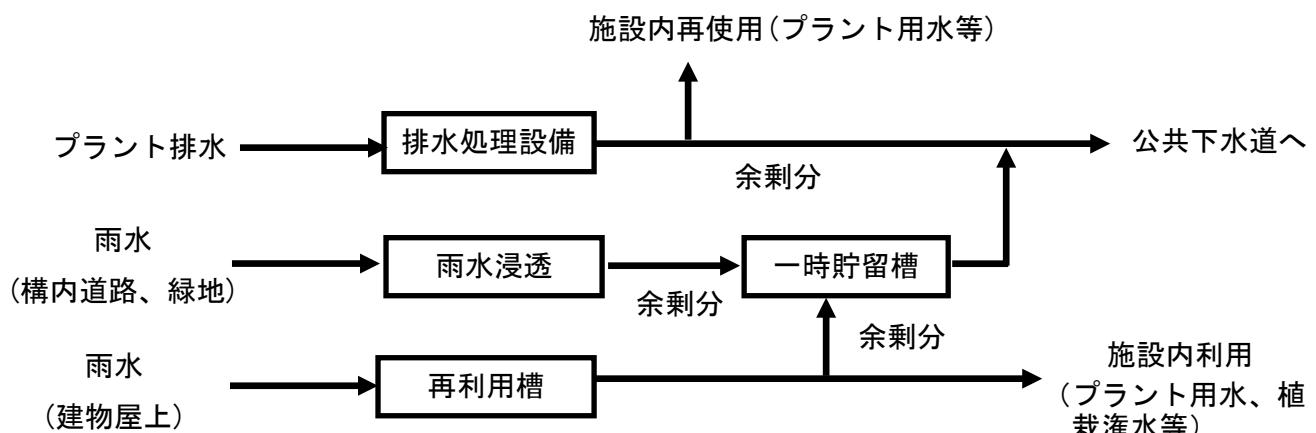


図 6.2-10 排水処理フロー

表 6.2-10 下水排除基準

項目	基 準
下 水 道 法	カドミウム及びその化合物 0.03mg/L 以下
	シアノ化合物 1mg/L 以下
	有機燐化合物 1mg/L 以下
	鉛及びその化合物 0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物 0.5mg/L 以下
	砒素及びその化合物 0.1mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 0.005mg/L 以下
	アルキル水銀化合物 検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル 0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン 0.1mg/L 以下
	テトラクロロエチレン 0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン 0.2mg/L 以下
	四塩化炭素 0.02mg/L 以下
	1, 2-ジクロロエタン 0.04mg/L 以下
	1, 1-ジクロロエチレン 1mg/L 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン 0.4mg/L 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン 3mg/L 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン 0.06mg/L 以下
	1, 3-ジクロロプロパン 0.02mg/L 以下
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 0.06mg/L 以下
	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) 0.03mg/L 以下
	S-4-クロロベンジルN、N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 0.2mg/L 以下
	ベンゼン 0.1mg/L 以下
	セレン及びその化合物 0.1mg/L 以下
	ほう素及びその化合物 10mg/L 以下
	ふつ素及びその化合物 8mg/L 以下
	1, 4-ジオキサン 0.5mg/L 以下
	フェノール類 5mg/L 以下
	銅及びその化合物 3mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物(溶解性) 2mg/L 以下
	鉄及びその化合物(溶解性) 10mg/L 以下
	マンガン及びその化合物(溶解性) 10mg/L 以下
	クロム及びその化合物 2mg/L 以下
	ダイオキシン類 10pg/L 以下
小 平 市 下 水 道 条 例	温度 45℃未満
	水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満
	生物化学的酸素要求量 5日間に600mg/L未満
	浮遊物質量 600mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類 5mg/L 以下
	動植物油脂類 30mg/L 以下
	窒素含有量 120mg/L 未満
	燐含有量 16mg/L 未満
	沃素消費量 220mg/L 未満

(4) 緑化計画

新施設では、敷地境界、計画地東西及び建物周辺に植栽を配置し、周辺民家及び小平市道との緩衝を図るとともに、玉川上水及び野火止用水の景観に配慮した植栽を行う。

敷地内の地上部及び接道部では玉川上水及び野火止用水の樹林に調和した樹木を、建築物上（ベランダ等）では、樹木、芝、多年草等により緑化する計画である。

また、「小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例」に規定する緑の保護、緑化の推進の趣旨を順守し可能な限りの緑化に努める。

なお、計画地は東京都景観計画において玉川上水景観基本軸に該当し、景観形成基準に基づく緑化を行い、東京都景観条例に基づき、環境影響評価書案の届出の日に届出を行うとともに、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、緑化計画に係る事前相談を行い、緑化計画書の届出を行う。

関係条例等に基づく必要緑地面積等及び計画緑化面積等は、表 6.2-11 に示すとおりである。

表 6.2-11 必要緑地面積等及び計画緑化面積等

条例等	必要緑地面積等		計画緑地面積等
東京における自然の保護と回復に関する条例	地上部 緑化面積	A : (敷地面積 - 建築面積) × 0.25 $(19,800 - 7,985) \times 0.25 = 2,953.75\text{m}^2$ B : {敷地面積 - (敷地面積 × 建べい率 × 0.8)} × 0.25 $\{19,800 - (19,800 \times 0.547 \times 0.8)\} \times 0.25 = 2,783.88\text{m}^2$	約 5,870 m^2 (新施設: 約 5,380 m^2) (関連施設: 約 490 m^2)
	建築物上 緑化面積	屋上面積 × 0.25 $1,200 \times 0.25 = 300\text{m}^2$	約 300 m^2 (新施設: 約 280 m^2) (関連施設: 約 20 m^2)
	接道部 緑化長さ	接道部長さ × 0.8 $373.56 \times 0.8 = 298.85\text{m}$	約 325m (新施設: 約 291m) (関連施設: 約 34m)

注 1) 必要緑地面積算定諸元 (関連施設を含む)

敷地面積: 19,800 m^2 (内風致地区敷地面積 5,241 m^2)、建築面積: 7,985 m^2

建べい率: 一般部 60%、風致地区 40%

面積按分建べい率: $\{(19,800 - 5,241) \times 0.6 + 5,241 \times 0.4\} \div 19,800 = 0.547 = 54.7\%$

接道部長さ: 373.56m、屋上面積(人の出入り及び利用可能な部分): 約 1,200 m^2

注 2) 地上部必要緑地面積は、A 又は B によって算定された面積のうち小さい方の面積以上

注 3) 参考: 既存施設及び関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) における地上部の緑地面積は、約 3,400 m^2 である。

(5) 廃棄物処理計画

可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残さの焼却残さのうち、鉄類及び金属類は再資源化し、灰（主灰・飛灰）はエコセメント化施設によりエコセメント化する。

(6) エネルギー計画

新施設では、電力及び都市ガスをエネルギーとして使用する。電力使用量は約 1,101 万 kWh/年、都市ガス使用量は約 5 万 m³/年の計画である。

また、既存施設ではごみの燃焼により発生した熱エネルギーは、こもれびの足湯への給湯に活用しているが、新施設ではこもれびの足湯への給湯に加えて、新たに発電を行う。新施設の発電量は約 3,396 万 kWh/年、こもれびの足湯へ給湯熱量は約 119GJ/年の計画である。更に、太陽光発電を行い、太陽光による発電量は約 2.7 万 kWh/年の計画である。

(7) 建築計画

ア 構造計画

建物・煙突については、建築基準法や官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき、震度 6 強から震度 7 程度の極めて稀にしか発生しない大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じないことを目標として設計・建設する。

耐震安全性の目標は、建築物の各部位に対し、表 6.2-12 に示すとおり、構造体はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。

表 6.2-12 耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体 ^{注1)}	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材 ^{注2)}	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

注 1)柱、梁、主要壁、屋根、基礎等

注 2)間仕切り壁、外壁仕上材、取付物、屋上設置物、ブロック塀、天井材等

出典:「耐震安全の目標及び分類の一覧」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

イ 平面・断面計画及び設備計画

- ・「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性能の向上を図り、熱負荷の低減に努めることとする。また、屋上を活用した太陽光発電パネルの設置及びトップライト等による自然光の取り入れなどにより、自然エネルギーの活用に努めるここととする。
- ・本施設に設置する各機器は、可能な限り省電力型のものを採用して電力消費を最小限とし、併せて資源の適正利用など省資源・省エネルギーに配慮することとする。
- ・建物内外装に使用する塗料は、「東京都低 VOC 対策ガイド」に基づき、可能な限り低 VOC 塗料を使用する。
- ・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画する。
- ・給水は、生活用水は上水、プラント設備用水は井水^{*}とする。また、建物屋上の雨水は、約 50m³の再利用槽に貯留し、プラント用水及び植栽灌水等に利用する。

※井水：計画地内の深さおよそ 250m の既存井戸から汲み上げ、既存施設ではおよそ 500m³/日利用している。新施設においても利用する計画であるが、揚水量は、およそ 100m³/日の計画である。

6.3 施工計画及び供用計画

6.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事工程の概要は表 6.3-1 に示すとおりである。

工事は令和 2 年度(2020 年度)に着手し、新施設の稼働は令和 7 年度(2025 年度)を予定している。その後、既存の 4・5 号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟等を整備する予定である。

なお、工事期間中の作業時間は、原則として、午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜、祝日は作業を行わない。

表 6.3-1 工事工程の概要

項目	年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
既存ごみ焼却施設及び関連施設稼働状況		3号ごみ焼却施設							
			4・5号ごみ焼却施設						
				(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設					
準備工事		■							
解体工事	粗大ごみ処理施設、その他	■	粗大、廃水処理施設、旧事務所棟				■		
	3号ごみ焼却施設		■						
	4・5号ごみ焼却施設						■		
新施設建設工事	土工事			■					
	建築・プラント工事			■	■				
	試運転						■		
	管理棟・外構工事				■	外構工事		管理棟建設工事	■
新施設稼働							■	■	

注 1) 表中の R2～R9 は令和 2 年度～令和 9 年度を示す。

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、各工事の詳細については、資料編（p. 7～14 参照）に示すとおりである。

ア 準備工事

工事着手に際し、土壤汚染調査、アスベスト含有建材等調査、PCB 混入機器類調査を実施する。また、工事作業エリア周囲に高さ 3m 程度の鋼製の仮囲いや仮設電源、資機材置き場等の整備を行う。

イ 解体工事

油圧破碎機等を使用して既存の粗大ごみ処理施設、3号ごみ焼却施設、旧事務所棟、廃水処理施設、計量棟及び粗大・廃家電等仮置場を解体する。

工事は、4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、3号ごみ焼却施設の解体及び新施設の建設を実施するため、粗大ごみ処理施設を解体後、その跡地に仮設計量棟、仮設事務所を設置するとともに4・5号ごみ焼却施設内に仮設排水処理設備を設置する。

なお、3号ごみ焼却施設の解体については、地上部建物解体後に新施設の地下構造物構築のため地下部の掘削を行うことから地上部の建物解体とし、地下部の解体は新施設の建設における土工事として扱う。

解体に際しては、以下に示すとおり、関係法令等に基づき、周辺環境への影響防止、労働者の安全確保策等について十分留意する。

〔焼却炉設備等解体工事〕

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、適切に施工するとともに、周辺環境に十分配慮する。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

解体前の事前調査により、PCB混入機器類が発見された場合は、解体工事に着手する前に撤去する。また、断熱材やパッキン等にアスベスト製品が使用されていることが判明した場合は、必要に応じ区画養生のうえ、湿潤化し手ばらし等により撤去する。

〔建築物等解体工事〕

解体の際には、必要に応じて周囲に防音パネルや粉じん防止用のシートを設けるとともに、散水するなど騒音や粉じん等の発生を防止する処置を講じる。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、建物内装材の一部に非飛散性アスベスト建材が使用されていることが確認されているため、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月、東京都環境局）等に基づき、適切に処理する。

ウ 新施設建設工事

(ア) 土工事

地下部分の掘削に先立ち、止水性に優れたSMW工法による山留壁※をGL約-30mまで貫入させ、遮水を行う。山留壁は切梁等により支持する。

※SMW工法による山留壁：SMWとは土とセメントスラリーを混合・攪拌し、地中に造成する壁の略称であり、ソイルセメント連続壁と呼ばれている。

新施設の地下構造計画に合わせて、バックホウ及びクラムシェル等を使用して既存施設の地下構造物の解体・撤去及び地下部の掘削を行う。

(イ) 建築・プラント工事

[建築工事]

掘削した地下部分にごみピット、地階等の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

地上躯体・仕上工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。

なお、仕上工事の内外装の塗装は可能な限り低 VOC 塗料を使用する。

[プラント工事]

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

(ウ) 試運転

建築・プラント工事が完了後、新施設の性能・機能を確認するため、5ヶ月間の試運転を行う。試運転期間中に性能保証項目の確認試験を行い、要求する性能・機能を満足していることをもって新ごみ焼却施設の建設工事を完了し、稼働を開始する。

(エ) 管理棟・外構工事

新ごみ焼却施設の建設工事及び4・5号ごみ焼却施設の解体工事の完了後、4・5号ごみ焼却施設の解体跡地に管理棟を建設する。

併せて、構内道路、植栽、門・塀等の外構工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主要な走行ルートは、図 6.3-1 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、大型車両は通行しないものとする。

また、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）の他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

なお、工事期間中の主な工事用車両（通勤車両を含む）の種類及び台数は、資料編 (p. 15 ~23 参照) に示すとおりである。

(4) 建設機械

建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

工種毎の主な建設機械の種類及び台数は、資料編 (p. 15~23 参照) に示すとおりである。



凡例

■ : 計画地

→ : 工事用車両の走行ルート(出方向)

← : 工事用車両の走行ルート(入方向)



1:25,000
0 250 500 1000m

図 6.3-1
工事用車両の主要走行ルート

注1) 「東大和市道第826号線」における大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

6.3.2 供用計画

(1) 廃棄物等運搬車両計画

ア 廃棄物等運搬車両

計画地に出入りする車両は、3市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬出入車両、回収した金属類等資源物の搬出車両、薬剤等の搬入車両及びエコセメント化施設への焼却灰（主灰・飛灰）の搬出車両等がある。

廃棄物等運搬車両は、表 6.3-2 及び写真 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-2 廃棄物等運搬車両

分類	車種	積載重量等	備考
行政回収車	パッカー車	2~4t	市民から排出された一般廃棄物を収集運搬する車両
	平ボディ車	1~2t	
許可収集車	パッカー車	2~4t	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物を収集運搬する車両
	平ボディ車	最大 4t 程度	
自己搬入車	平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市に事前に登録した自営業者が事業系一般廃棄物を自ら搬入する車両
臨時持込車	乗用車 平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市民が臨時に大量に出た一般廃棄物を自ら搬入する車両
メンテナンス車	平ボディ車	最大 10t 程度	—
ユーティリティ供給車	タンクローリー車 平ボディ車	10t 程度	—
金属類搬出車	平ボディ車	最大 10t 程度	—
焼却残さ・飛灰処理物 ・処理前飛灰搬出車	ダンプ車 ジェットパッカー車	10t	—
破碎残さ運搬車	ダンプ車 パッカー車	10t	—



パッカー車



平ボディ車



タンクローリー車・ジェットパッカー車



ダンプ車

写真 6.3-1 廃棄物等運搬車両の外観

イ 搬出入日時

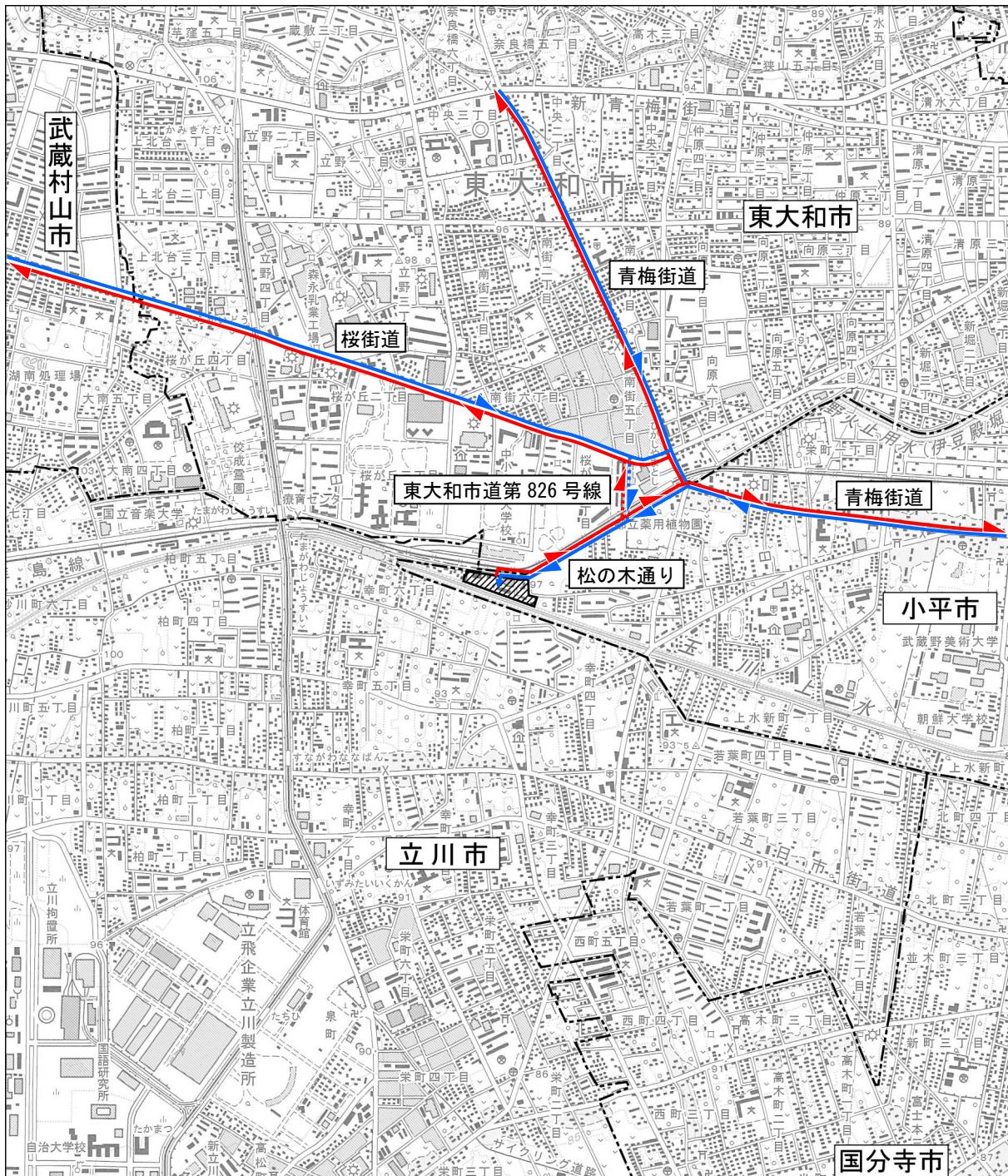
ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時までとする。

ウ 走行ルート

廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 6.3-2 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用する予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、積載重量が 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。

エ 廃棄物等運搬車両台数

新施設稼働後の可燃ごみの運搬車両台数は1日平均 137 台、不燃ごみ・粗大ごみの運搬車両台数は1日平均 60 台、灰・資源物等運搬車両台数は1日平均 10 台と見込んでいる。工事の実行中及び将来の時間帯別車両台数は、資料編（p. 91～102 参照）に示すところである。



凡例

- : 計画地
- : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）
- : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）



1:25,000
0 250 500 1000m

図 6.3-2
廃棄物等運搬車両の主要走行ルート

注 1) 「東大和市道第 826 号線」における積載重量 10t 程度の大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向かた実行プラン～」、「東京都環境基本計画」、「こだいら 21世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－」、「小平市第二次環境基本計画」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向かた実行プラン～」(平成 28 年 12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートエネルギー都市 <ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○快適な都市環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。 ・雨水や下水再生水の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組む。 ・PM2.5 や光化学オキシダント濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物(VOC)など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進める。 ・資源ロスの削減、エコマテリアルの利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式により、工場からの排水を下水道法及び小平市下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に排出する。 ・廃棄物等運搬車両は、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法等の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを順守する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の創出・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備や再開発により連続性・一体性をもつた質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承する。 ・都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・周辺建築物や街並み、主要な展望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。

表 6.4-1(2) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
東京都環境基本計画(平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。 ・焼却熱や下水汚泥の焼却排熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、エネルギーの有効利用を図る。 ○環境負荷の少ない交通 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画にあたっては、自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ○持続可能な資源利用の推進／廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。 ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建設副産物は徹底的に分別し再利用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・解体時における建設廃棄物の再資源化等と適正処理の徹底を図る。 ○大気環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う大気汚染物質による影響を防止する対策を講じる。 ・工事期間中の資材運搬車両、建設機械の排出ガスによる汚染を抑制する。 ○化学物質、土壤汚染などによる環境リスクの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の履歴等を考慮して、土壤汚染の調査を行い、汚染が判明した場合には、土壤汚染対策を実施する。 ○騒音・振動、悪臭対策等 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用の抑制を図り、騒音・振動等の影響に配慮する。 ・建設工事等に伴い発生する騒音・振動を抑制する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・煙突などの施設による日照阻害、電波障害等への影響に配慮し、施設の立地を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(もれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で搬出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法等の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを順守する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染については、土壤汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壤の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭防止対策により、周辺への影響を防止する。 ・周辺への日照阻害、電波障害等の影響に配慮し、建物の形状・配置を適切に計画する。

表 6.4-1(3) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
東京都環境基本計画(平成28年3月)	○生物多様性の確保・緑の創出 ・既存の緑地等が存在する場合は、保全を検討する。 ・緑の量を十分に確保するように努める。	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
	○水循環の再生と水辺環境の向上 ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。	・排水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式により、工場からの排水を下水道法及び小平市下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に排出する。 ・構内道路及び緑地の雨水は、雨水浸透を行い、余剰分は一時貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用槽に導いてプラント用水等に施設内利用をする。
	○暑さ対策 ・緑化(敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等)を積極的に進める。	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
	○景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生 ・地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
	○工事期間中の配慮 ・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める。	・低公害型の建設機械を極力使用する。 ・必要に応じて粉じん防止用のシート等による仮囲いを設置する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、公共下水道へ排出する。
東京都電力対策緊急プログラム(平成23年5月)	○基本的な考え方 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。 ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。
地域におけるエネルギー有効利用計画書制度(平成22年1月)	○CO ₂ 削減を推進するため、大規模開発を行う事業者にエネルギー有効利用の計画の作成・提出を義務付ける制度 ・建築物の延床面積の合計が 50,000m ² 超の大規模開発事業者に、エネルギー有効利用計画書の提出を義務付ける。	・大規模開発事業者が、ごみ焼却施設の排熱(廃熱)を利用可能エネルギーとして活用することを検討した場合、制度の趣旨を踏まえ、事業者の検討に協力する。

表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
ヒートアイランド対策取組方針 (平成15年3月)	○東京都における率先行動 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討 	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成17年7月)	○工場・倉庫における対策 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化(保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等) ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱(顕熱)の削減 	
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成28年3月)	○エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ○廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰のリサイクル促進 ・エネルギー利用の促進 	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	○建設発生土を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壤汚染対策 ○廃棄物を建設資材に活用する <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物焼却灰 	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で搬出する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
東京地域公害防止計画(平成24年3月)	○東京湾の水質汚濁、横十間川のダイオキシン類汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 ・横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。 	・排水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式により、工場からの排水を下水道法及び小平市下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に排出する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成25年7月)	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進 	・廃棄物等運搬車両は、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・工事用車両及び施設内を走行する廃棄物等運搬車両のアイドリング・ストップの推奨に努める。

表 6.4-1(5) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年6月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年3月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・あらゆる都市空間の緑化 ・緑の保全 ・緑の仕組みづくり	
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成 24 年5月)	○【まもる】～緑の保全強化～ ・緑の量の確保(既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
東京都景観計画(平成 23 年4月、平成 30 年8月改定)	○美しく風格のある首都東京の再生 ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－(平成 18 年3月) 新中期的な施策の取組方針・実行プログラム(平成 30 年2月)	○5つの将来都市像 ・安全・安心で、いきいきとしたまち－地域・安全・生活・文化－ ・快適で、ほんわかとするまち－緑・水・環境－ ・健康ではつらつとしたまち－次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習－ ・住みやすく、希望のあるまち－都市基盤・交通・産業－ ・健全で、進化するまち－地方自治・行財政－ ○地球環境を視野に入れる ・省エネルギー・創エネルギーの推進 ・ごみ減量のさらなる推進 ・資源循環のさらなる推進	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
小平市都市計画マスター プラン(平成 29 年3月)	○みどりの創出 ・公共施設は、敷地内の緑化、建築物の屋上緑化、壁面緑化に取り組む。	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。

表 6.4-1(6) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
小平市第二次環境基本計画(平成24年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・新エネルギーの導入促進 ・環境に配慮した自動車利用の促進 ○循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量 ・廃棄物の適正な処理の推進 ○緑の保全・回復・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成 ・公共施設の緑化 ○美しいまちの創造 <ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全・形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。 ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
小平市みどりの基本計画(平成22年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりを切れ目なくつなぐ <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の重点緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
小平市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の廃棄物処理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量を削減する。 ・公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業の支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。

6.5 事業計画の策定に至った経過

[背景]

現在の組合のごみ処理施設は、3号ごみ焼却施設が昭和50年（1974年）3月から、4・5号ごみ焼却施設が昭和61年（1985年）11月から稼働しており、計画的な施設の部分更新や維持補修を行っているが、施設の老朽化・旧式化は進行し続けている状況である。

一方、3市では、限られた地球資源の有効利用や、環境負荷の低減に貢献することを目的に、ごみの発生抑制及びごみの資源化に向けた施策を積極的に推進している。

このような中、組合では、平成26年（2014年）9月に、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに3市地域の望ましい循環型社会の形成に向け、基本構想を策定した。

この基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を3市で共同処理する「資源物中間処理施設」は令和元年（2019年）4月から稼働し、粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については、整備事業を進めている。

[事業計画の策定]

ごみ焼却施設に関しては、平成27年（2015年）8月に、3市地域における廃棄物処理体制の維持のため、望ましい目指すべき施設整備のあり方及び実現に向けた3市への提案として、「今後の施設整備のあり方について」（以下「整備のあり方」という。）を報告書としてまとめ、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した。

組合では、平成28年度（2016年度）から、整備のあり方に基づいて、ごみ焼却施設の更新に係る「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の検討に着手した。

基本計画は、更新するごみ焼却施設の施設規模、公害防止基準、熱利用計画、周辺環境対策及び地域防災への貢献策等の計画諸元並びに焼却方式、施設の設備計画、煙突高さ及び建築・土木等の施設計画に関する基本事項を定めるものである。

検討にあたっては、組合のごみ処理事業について、組合周辺地域の住民、組合及び3市の相互の意見交換及び連絡調整を行う「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」の中で、検討状況について逐次報告し、意見等を頂いた。

あわせて、平成28年（2016年）12月より、組合周辺地域の住民、3市の市民及び学識経験者で組織する「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を設置し、意見交換を行い、平成29年（2017年）10月に、基本計画（案）としてとりまとめた。なお、当懇談会は、平成30年（2018年）2月まで、施設見学を含み計14回開催された。

基本計画（案）については、平成29年（2017年）11月にパブリックコメントを実施し、平成30年（2018年）2月に基本計画として策定した。